

答 申 第 2 1 号

平成11年7月29日

兵庫県教育委員会 様

公文書公開審査会

会長 西 山 要

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成10年11月17日付け諮問第3号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について（回答）のうち、体罰に係る懲戒処分等（平成7年度～9年度提出分）
- 2 公立小・中学校、県立高校（養護学校を含む。）における体罰に係る事故報告書（平成7年度～9年度に県教委に提出されたもの）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

- 1 教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について(回答)のうち、体罰に係る懲戒処分等(平成7年度～9年度提出分)に係る部分公開の決定は妥当である。
- 2 公立小・中学校、県立高校(養護学校を含む。)における体罰に係る事故報告書(平成7年度～9年度に県教委に提出されたもの)に係る部分公開の決定において、平成7年7月10日付教丹第1181号のうち、「顛末書」という文言は公開すべきであるが、その余の部分に係る非公開の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について(回答)のうち、体罰に係る懲戒処分等(平成7年度～9年度提出分。以下「第1文書」という。)及び公立小・中学校、県立高校(養護学校を含む。)における体罰に係る事故報告書(平成7年度～9年度に県教委に提出されたもの。以下「第2文書」といい、第1文書と併せて「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成10年9月17日付けで行った部分公開の決定(以下「本件処分」という。)において非公開とされた情報のうち、第1文書についてはすべての部分、また、第2文書については加害教員(校長を含む。以下同じ。)の住所並びに被害生徒(児童)及び保護者の氏名及び住所を除く部分について、取消しを求めるというものである(以下、異議申立人が公開を求める部分を「本件非公開情報」という。)

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭での意見において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

実施機関は、本件処分において本件非公開情報を非公開とした根拠を、公文書の公開等に関する条例(昭和61年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。)第8条第1号及び第10号に該当するとし、その理由を「教職員、児童生徒の心身の状況、私生活、社会的生活等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものが記録されているため」及び「職員の身分取扱いに関する情報であって、公にすることにより、将来の同種の事務の公正・円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるものが記録されているため」としているが、次の理由により、これは本件処分において本件非公開情報を非公開とする根拠及び理由とはならない。

(1) 本件非公開情報の公開を求める必要性について

兵庫県内の公立学校では体罰関連の裁判が現在何件も係属中である。重大事件が頻発するだけでなく、毎年のように裁判が提起されていることは、学校体罰問題に対する行政側の対応に問題のあることを示している。

このように現在、体罰問題に関して兵庫県の学校教育に対する公正性が疑われ、児

児童の安全に疑問が付され、市民の公教育及び教育行政への信頼と理解が失墜している状況にあり、その改善の必要性は高い。このような状況を改善するために、公文書公開制度が果たすべき役割と責務は大きい。したがって、以下の根拠に基づき、公開部分を広げ、県民によるチェックにかからしめるべきである。

(2) 条例第 8 条第 1 号の該当性について

本件処分では、単なる個人情報であるか、又は、個人情報とはいえないようなものまで、他の情報と関連付けることによりプライバシー情報に該当する可能性があるという理由で、非常に広い範囲を非公開としているが、このような条例の解釈に基づく本件処分は、条例の精神を骨抜きにするものであり、違法である。

本件処分では、教員の体罰行使に関する情報が非公開となっているが、これは当該教員の職務遂行上の行為に関する情報であり、私的な不祥事に関する情報と同一視すべきものではないので、公開されるべきである。

また、「体罰を受けた児童生徒の概略」のうちの「被害の状況」については、児童生徒の「心身の状況に関する情報」であるとしても、それは職務遂行上の行為によってもたらされた結果であり、どのような体罰が行われ、その結果どのような結果を生じたかを直接に示す核心部分を形成する重要な情報である。このようなものまで児童生徒のプライバシーだというのは概念の濫用である。そして、このような情報は、「特定の個人が識別され得るもの」にも「通常他人に知られたいと認められるもの」にも該当しないので、公開されるべきである。

本件非公開情報の中で、プライバシーに該当する情報は、関係者の住所、被害生徒（児童）及びその保護者の氏名だけであり、それ以外の情報については、原則的に公開されるべきである。

(3) 条例第 8 条第 10 号の該当性について

実施機関は、実施機関の行う懲戒処分について、いわれのない不信や憶測が生じるおそれがあり、今後、体罰に係る懲戒処分を公正・円滑に執行するに当たって著しい支障が生ずるおそれがあると主張しているが、これは、非常に恣意的な主張である。また、「支障が生ずるおそれがある」だけでは、本号には該当しない。

さらに実施機関は、本件非公開情報を公開すると、逆に体罰が増加するとか、学校現場の協力が得られなくなると主張しているが、これらも恣意的と思われる主張であり、実施機関に対して、非常に不信感を抱かせるとともに、多くの県民の教育を担当する実施機関が、条例をこのように解釈しているということは、非常に問題である。

(4) その他の主張について

ア 加害教員の氏名については、県の個人情報保護審議会の答申で、必要な場合には公開することも可能であるとしているにもかかわらず、実施機関は、本件処分に当たっては、この答申に基づき、個々の事例ごとに加害教員の氏名について、公開・非公開の判断をしていない。

イ 条例第 8 条第 2 号後段の括弧書や同条第 3 号の規定の趣旨からも本件非公開情

報を公開すべきである。

ウ 条例第8条本文に規定する「公開を行わないことができる」とは、公開・非公開に関して実施機関の裁量を認めたものであり、「公開を行ってはならない」という禁止を定めたものではない。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書その他の関係書類及び口頭での意見において述べている説明は、次のように要約される。

#### 1 本件公文書の性格及び概要について

(1) 第1文書は、文部省教育助成局地方課長の依頼により各都道府県・政令指定都市の教育委員会争訟事務主管課が、当該都道府県・政令指定都市の所管に属する公立の小・中・高等学校等の教員等に係る争訟事件等について調査し、文部省に報告した公文書で、平成7年度～9年度に提出したもののうち、様式10の「懲戒処分等(体罰に係るもの)」である。

なお、この調査は、文部省が全国の教育職員に係る係争中の争訟事件等について、その概要を了知するため、毎年度1回定期的に行っているものである。この調査の概要は、雑誌「教育委員会月報」(第一法規出版発行)に年1回掲載されている。

(2) 第2文書は、体罰が発生した場合に、その関係者の氏名・住所等、発生日時、原因と状況、学校においてとった措置及び今後必要とする措置等について、体罰が発生した学校長から県教育委員会に提出された報告書であり、平成7年度～9年度中に受理したものである。

なお、体罰は、懲戒処分の対象となる行為であることから、県教育委員会は体罰に係る事故報告書(本件では、第2文書)を受理した場合、事実確認を行い、体罰の事実が確認されれば、当該加害教員等に適切な措置をとっているところである。

#### 2 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定しており、これは個人の人格的利益の保護を目的とした趣旨であると解される。

また、条例第3条第3項は、実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

したがって、条例第8条第1号の規定は、原則公開を趣旨とする条例においても、個人の人格的利益の保護の観点から、このような情報については、これを非公開とすべきことを定めたものと解される。

次に「特定の個人が識別され得るもの」とは、氏名、住所等により特定の個人が

直接識別されるものだけでなく、その情報だけでは特定の個人が直接識別されないが他の情報と関連付けることにより間接的に特定の個人が識別され得るものを含むものであるとされている。

- (2) 第1文書と第2文書は、ともに体罰の発生日が公開されていることから、双方の公文書を照合し、関連情報と組み合わせることにより、加害教員や被害生徒（児童）が識別され得る。

また、第1文書で公開されている処分内容は、加害教員にとって不名誉な経歴に関する情報であるから、通常他人に知られたくないと認められ、条例第8条第1号に該当する。

さらに、加害教員が特定されることによって、学校名が判明し、被害生徒（児童）が特定されるおそれがある。被害生徒（児童）にとって、負傷の程度は、通常他人に知られたくないと認められ、条例第8条第1号に該当する。

### 3 条例第8条第10号の該当性について

- (1) 条例第8条第10号は、「実施機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、争訟、交渉、渉外、職員の身分取扱い等の事務事業に関する情報であつて、公にすることにより当該事務事業の執行の目的を失わせるおそれのあるもの及び公にすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができる」と規定しており、これは事務事業の執行の目的の達成及び事務事業の公正又は円滑な執行を確保する趣旨とされている。そして、職員に対する懲戒処分等は、ここには挙げられていないけれども、「職員の身分取扱い」に含まれると解されている。

- (2) 第1文書には被害の状況が記録されているが、加害教員の処分内容は既に公開されているので、被害の状況も公開されれば、被害の程度と処分内容との比較が可能となる。しかしながら、本件公文書においては体罰の概略しか記録されておらず、他の背景事情等が反映されていないため、不明瞭な状態での処分基準の公開に等しい状態になる。その結果、関係者の間で実施機関の行う懲戒処分について、いわれのない不信や憶測が生ずるおそれがあり、今後、体罰に係る懲戒処分を公正・円滑に執行するに当たって著しい支障が生ずるおそれがある。

さらに、被害の状況が公開されて、懲戒処分に付すべき被害の程度が明らかになれば、それに至らない軽い程度の体罰を助長し、将来的に体罰の抑止に大きな障害となることが考えられる。

- (3) また、第2文書には、懲戒処分を行うに当たっての手續に関する記載が一部にあり、公開することにより、今後懲戒処分を行うに当たっての体罰の事実関係の把握が十分にできなくなるおそれがある。

実施機関が行う体罰の事実関係の把握のための調査は、強制力を伴うものではなく、関係者の協力に基づく事実上のものにすぎず、公開されることがないというこ

とを前提に協力を得ている。

したがって、これが公開されることとなれば、十分な協力が得られず、将来、懲戒処分を公正・円滑に執行するに当たって著しい支障が生ずるおそれがあり、ひいては将来的な体罰の抑止効果が著しく阻害される懸念がある。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件公文書の性格及び概要について

(1) 実施機関は、文部省教育助成局地方課長の依頼により、その所管に属する公立学校の教職員に係る争訟事件等について調査し、毎年度文部省に報告している。第1文書は、平成7年度から平成9年度までに文部省に報告したもののうち、様式10「懲戒処分等（体罰に係るもの）」である。

第1文書に記録されている主な情報は、懲戒処分等、体罰を行った教師の概略等、体罰の概略、体罰を受けた児童生徒の概略等である。

(2) また、体罰が発生した場合には、関係者の氏名・住所等、発生日時、原因と状況、学校においてとった措置及び今後必要とする措置等について、当該学校長から実施機関に報告書が提出されることとなっており、第2文書は、この報告書のうち、平成7年度から平成9年度までに実施機関に提出されたものである。

第2文書に記録されている主な情報は、学校名、校長氏名及び校長の印影、加害教員の氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、校務分掌、クラブ顧問、身長及び体重、被害生徒（児童）の氏名、性別、生年月日（年齢）、学年、住所、身長、体重、保護者氏名及び負傷の程度、発生日時及び場所、原因と状況、確認の方法、学校においてとった措置及び今後必要とする措置等である。

なお、第2文書には以上のほか、平成7年7月10日付教丹第1181号による報告に、顔末書、平成8年11月11日付教阪第2239号による報告に、事情聴取記録、平成10年3月20日付教東第3538号による報告に、加害教員の反省文がそれぞれ付加されている。

(3) 本件処分により非公開とされた情報は、のうち、体罰を行った教員の年齢、担当教科、校務分掌（担任している学年を除く。）及び教職経験年数、のうち、被害の状況、のうち、性別及び校務分掌中の担任している学年以外の情報、のうち、性別及び学年（クラス名は除く。）以外の情報、からまでのうち、関係者の発言内容、加害教員以外の教員の氏名、被害生徒（児童）以外の生徒（児童）の氏名等の情報で、これらを公開することにより非公開にした加害教員や被害生徒（児童）が明らかになる情報、被害生徒（児童）の家庭の事情等の情報及びからまでの情報等であり、それら以外の情報は公開されている。

##### 2 条例第8条第10号の該当性について

(1) 条例第8条第10号は、「実施機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、争訟、交渉、渉外、職員の身分取扱い等の事務事業に関する情報であつて、公にすることにより当該事務事業の執行の目的を失わせるおそれのあるもの及び公

にすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができる」と規定している。

この趣旨は、実施機関の行う事務事業の中には、事務事業の性質に照らして、これに関係する情報を公にすると、県民全体の利益を確保しようとする県の行政の目的を阻害したり、特定の者に不当な不利益を与える等県民全体の利益を著しく損なうものがあることから、これらの情報については非公開とすべきことを定めたものであると解される。

(2) 実施機関は、第1文書のうちの被害の状況並びに第2文書のうちの平成7年7月10日付教丹第1181号の に記録されている「顛末書」という文言、 、 及び については、職員の身分取扱いに関する情報であって、公にすることにより将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるため、条例第8条第10号に該当するとして、非公開としている。

(3) 体罰の事実が確認されれば、実施機関は、関係者に懲戒処分等を行っていることから、第1文書及び第2文書に記録された前記(2)の情報は、条例第8条第10号前段に規定する、職員の身分取扱いに関する情報に該当する。

(4) 次に、条例第8条第10号後段に規定する、当該公文書に記録されている情報が公にされることにより生ずる支障について検討する。

実施機関は、第1文書に記録された被害の状況を公開すると、被害の状況と処分内容との比較が可能となって、不明瞭な処分基準の公開に等しい状態となり、その結果として、実施機関の行う懲戒処分について、いわれのない不信や憶測が生ずるおそれがあり、今後体罰に係る懲戒処分を公正又は円滑に執行するに当たって著しい支障が生ずるおそれがある旨主張する。しかしながら、処分は、様々な要素を加味して行われるのは当然のことであり、必ずしも被害の状況だけに着目して行われるものではないことから、たとえ当該情報を公開することによって、被害の状況と処分内容とを比較することができるようになって、実施機関の主張するような支障が生ずるとは認められない。

また、実施機関は、第2文書で非公開とした情報を公開すると、関係者から十分な協力が得られず、懲戒処分を公正又は円滑に執行するに当たって著しい支障が生ずるおそれがあり、将来的な体罰の抑止効果が著しく阻害される懸念がある旨主張する。しかしながら、当該情報を公開することによって、実施機関が主張するような支障が起こる蓋然性は認められない。

したがって、これらの情報を公開しても将来の事務事業に対する支障は考えられないので、これらの情報は、条例第8条第10号後段に該当する情報であるとは認められない。

### 3 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができる」と規定している。

この規定の趣旨は、原則公開を旨とする条例においても、個人の人格的利益の保護の観点から、これらの情報については非公開とすべきことを定めたものであると解される。

そしてこの趣旨は、「実施機関は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」（条例第3条第3項）という実施機関の責務規定によってさらに敷衍されているところである。

次に「特定の個人が識別され得るもの」とは、氏名、住所等により特定の個人が直接識別されるものだけでなく、その情報だけでは特定の個人が直接識別されないが他の情報と関連付けることにより間接的に特定の個人が識別され得るものを含むものであるとされている。

ところで、第1文書及び第2文書では、ともに体罰の発生日や体罰の概要を公開していることから、両文書に共通のこれらの情報を通して、第1文書と第2文書の内容を突き合わせることが可能であると認められる。さらに、第1文書で報告した内容を基に作成された雑誌「教育委員会月報」の記事や校務分掌、クラブ顧問等を記録した学校要覧その他の学校関係の資料は既に公表されている。したがって、本号の該当性については、これらのことを前提に検討する。

また、本件処分においては、第2文書で非公開とした情報と同種の情報を第1文書においても非公開としているため、まず、第2文書で非公開とした情報の条例第8条第1号の該当性について検討する。

なお、第2 異議申立人の主張要旨の「2(4) その他の主張について」で主張されている内容は、条例第8条第1号又は同条第10号の解釈に共通する内容なので、次の(2)で併せて検討することとする。

## (2) 第2文書で非公開とした情報の条例第8条第1号の該当性について

### ア 第2文書中の「顛末書」という文言について

実施機関は、第2文書のうち、平成7年7月10日付教丹第1181号の に記録されている「顛末書」という文言について、条例第8条第1号に該当するとして、非公開としている。

しかしながら、当該文言は、平成7年7月10日付教丹第1181号に顛末書が添付されていることを示すにすぎないものであって、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるものとはいえないため、条例第8条第1号に該当するとは認められない。

### イ 「特定の個人が識別され得るもの」について

本件非公開情報（アの情報を除く。以下同じ。）は、それぞれ単独では、加害教員又は被害生徒（児童）の特定にはいたらないが、いずれかの情報が公開され

れば、その公開された情報と本件処分において既に公開されている体罰の発生日月日及び概要並びに学校要覧その他の学校関係の資料と照合することにより、比較的容易に加害教員又は被害生徒（児童）が識別され得ることになる情報であると認められる。

したがって、本件非公開情報は、いずれも本号の「特定の個人が識別され得るもの」に該当すると認められる。

ウ 「通常他人に知られたいと認められるもの」について

(ア) 異議申立人は、体罰は、教員の職務遂行に関連した行為であるので、体罰に関する情報は公開すべきである旨主張する。

確かに、体罰を行ったことによって懲戒処分等を受けたことも、教員の職務遂行に関する情報であると認められる。

しかしながら、たとえ教員の職務遂行に関する情報であっても、懲戒処分等を受けたことは、教員の経歴及び社会的生活に関する情報であって、なおかつ、教員個人の資質、名誉にかかわる情報であるので、みだりに公開されるべきではない。したがって懲戒処分等を受けたことは、当該教員にとっては、一般的にこれを他人に知られたいと望み、また、そう望むことが正当であると認められるので、本号の「通常他人に知られたいと認められるもの」に該当すると認められる。ところで、本件処分においては、雑誌で公になっていることを理由にして懲戒処分等の内容が既に公開されている。したがって、体罰に関する情報が公開されれば、加害教員が受けた懲戒処分等の内容が明らかになるので、加害教員との関係において、体罰に関する情報を非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

(イ) また、被害生徒（児童）にとっても、体罰を受けたことが分かれば、このことによって新たな評価が加えられる可能性があるので、体罰を受けたことは、「通常他人に知られたいと認められるもの」に該当すると認められる。ところで、本件処分においては、既に体罰の概要が公開されている。したがって、加害教員を含めた体罰に関する情報が公開されれば、体罰を受けた生徒（児童）が明らかになるので、被害生徒（児童）との関係においても、体罰に関する情報を非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

エ 兵庫県個人情報保護審議会答申との関係について

異議申立人は、兵庫県個人情報保護審議会において、一定の要件を満たした場合には、教員の氏名を報道機関等に対して情報提供できるという答申（平成10年3月30日付答申第7号）が行われていることから、第2文書における加害教員の氏名は、公開すべきである旨主張する。

当審査会において調査したところ、兵庫県個人情報保護審議会答申第7号において、教職員等の懲戒処分等の結果を報道機関等へ情報提供することに関する答申がなされている。そして、同答申では、個人の権利利益の保護を目的とする個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の下においても、一定の要件の下に例外的に加害教員の個人情報を目的外に提供することができることとされている。

しかしながら、同答申は、個人情報の保護との関係で出されたものであり、個

別の事情を斟酌した上で、必要な範囲内で情報提供することができる場合についての考え方を示したものであるが、本件は、本号の文言からも明らかなように「通常他人に知られたくない」かどうかという一律の判断が求められている場合なので、本号の解釈に当たって、個別の事情の斟酌を前提とした同答申の考え方をそのまま援用することは適当でない。

さらに、たとえ個別の事情を斟酌するとしても、本件は体罰事案であるところから、他の懲戒処分等の事案とは異なり、被害生徒（児童）の権利利益の保護を抜きにして同答申の適用は考えられないものである。そして、本件のような体罰事案では、加害教員が識別されれば、比較的容易に被害生徒（児童）も識別される関係にあり、かつ、被害生徒（児童）が識別されれば、同人が被る不利益は前記ウ(イ)のとおりであるので、たとえ個別の事情を斟酌するにしても、同答申のただし書によって、同答申を本号の解釈に援用することはできない。

オ 条例第 8 条第 2 号後段の括弧書及び同条第 3 号との関係について

異議申立人は、条例第 8 条第 2 号後段の括弧書及び同条第 3 号の規定の趣旨からも本件非公開情報を公開すべき旨主張するが、これらの規定は、それぞれ本号とは別の観点から規定されたものである。したがって、本件非公開情報が本号に該当するかの判断に当たっては、これらの規定を類推する前提を欠くので、公開すべきことにはならない。

カ 条例第 8 条本文との関係について

異議申立人は、条例第 8 条本文の「公開を行わないことができる」という規定は、公開又は非公開の決定に当たって、実施機関に裁量を認めたものである旨主張する。

確かに、条例第 8 条本文は「公開を行わないことができる」と規定し、文言上は、条例第 8 条各号に規定する適用除外事項に該当する情報についても、実施機関は、その裁量により公開を行う余地を認めているかのようにも解される。

しかしながら、条例第 8 条は、公文書公開制度における原則公開の例外である適用除外事項を具体的に類型化し、適用除外事項に該当する情報が記録されている公文書について、実施機関に対して公開を拒否する権限を付与することを定めたものであって、公開を行うかどうかの判断について実施機関の裁量を認めたものではないので、適用除外事項に該当する情報が記録されている公文書については、実施機関は公開することができないものである。

したがって、第 2 文書において条例第 8 条第 1 号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 第 1 文書で非公開とした情報の条例第 8 条第 1 号の該当性について

本件処分により非公開とされた第 1 文書に係る情報は、第 2 文書において非公開とされたものと同様又は同種の情報であると認められる。そして、第 1 文書と第 2 文書は照合可能であることから、第 2 文書で非公開とした情報又はそれと同種の情報を、第 1 文書においても条例第 8 条第 1 号に該当するとして、同様に非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

#### 4 審査会からの要望

本答申の判断に当たっては、本件処分に先立って、既に公開されている情報及び本件処分で公開された情報の存在を前提に判断したものであるが、今後、実施機関が公開又は非公開の決定を行うに当たっては、関係者のプライバシーを保護しつつ、原則公開の趣旨が生かされるような方法を検討するよう要望するものである。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
10 . 11 . 17	・ 諮問書の受理
10 . 11 . 20	・ 実施機関の非公開理由説明書の受理
10 . 12 . 4	・ 異議申立人の意見書の受理
10 . 12 . 8 (第 91回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
11 . 1 . 19 (第 92回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議
11 . 2 . 22 (第 94回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
11 . 3 . 25 (第 96回審査会)	・ 審議
11 . 4 . 20 (第 98回審査会)	・ 審議
11 . 6 . 1 (第101回審査会)	・ 審議
11 . 6 . 16 (第102回審査会)	・ 審議